

「ときめきグルメクーポン」取扱事業者募集要項

1.趣旨

この要項は、「ときめきグルメクーポン」取扱実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき発行するときめきグルメクーポン（以下「クーポン券」という。）の利用及びクーポン券の換金請求を申し出ることができる会員事業所並びに特約指定店（以下「取扱事業者」という。）の募集、登録に関して必要な事項を定める。

2.登録できる事業者（取扱事業者の資格）

取扱事業者として登録できる事業者は、以下①から③をすべて満たすものとする。

- ①取扱事業者登録申込時に会員事業所または特約指定店であり、利用期間を通じて会員事業所または特約指定店であること。
- ②食品衛生法（昭和22年法律第233号）第51条並びに同法施行令第35条に規定する飲食店または喫茶店を営業するもの。
- ③暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号および第6号に規定する暴力団、暴力団員でない者及びそれらのものに関わりをもたない者であること。

3.登録の申し込み

- (1) 取扱事業者に登録を希望する者は、取扱事業者登録申込書（様式第1号）（以下「登録申込書」という。）またはホームページに掲載する登録申込フォームを使用して、一般財団法人岡山市勤労者サポートプラザ（以下「当法人」という。）に申し込むものとする。ただし、令和3年1月以降に実施した「ときめきグルメクーポン」に登録された取扱事業者は、提出を省略することができる。
- (2) 当法人は、提出された登録申込書の内容について適正と認める場合は、申込を行った事業者を取扱事業者として登録する。
- (3) 登録申込書の提出期限は令和5年5月19日（金）とする。取扱事業者の事業所名又は店舗名、所在地等は、会報「ときめきプラザ No.106」（夏号）及びホームページに掲載する。

4.遵守事項

取扱事業者は、以下の(1)から(9)を遵守すること

- (1) 取扱事業者であることが明確になるよう、当法人から提供された印刷物の掲示を行うこと。
- (2) 特定取引によってクーポン券を受け取った場合は、クーポン券への会員番号、会員氏名の記入の有無を確認すること。
- (3) 特定取引によってクーポン券を受け取った場合は、再流通（二次使用）を防止するために、クーポン券に自店印を押印または署名すること。
- (4) 通常の注意をもってすれば偽造されたものと判明できるなど不正使用が明らかな場合は、クーポン券の受け取りを拒否するとともに、その事実を当法人に報告すること。
- (5) クーポン券の第三者への譲渡等が疑われるケースを覚知した場合には、受け取りを拒否すること。
- (6) 特定取引によって取得したクーポン券を再利用しないこと。
- (7) 特定取引によって取得したクーポン券の紛失については、取扱事業者の責任及び負担とすること。
- (8) 取扱事業者の登録事項に変更等があった場合は、速やかにその旨を当法人に届けること。
- (9) その他事業の目的に反する行為を行わないこと。

5.その他

- (1) クーポン券の使用範囲及び換金請求手続等については、取扱実施要綱に定めるとおりとする。
- (2) 取扱事業者のうち、当法人の特約指定店に登録されている事業者については、実施する提携サービス等とクーポン券の使用は重複して利用できるものとする。
- (3) その他、この要項の実施のために必要な事項は、理事長が別に定める。
- (4) 定めのない事項については、当法人と取扱事業者で協議のうえ、決定する。

6.問合せ先

一般財団法人岡山市勤労者サポートプラザ 電話番号 086-223-6364